

遠賀

No.132 2014. 2.25
おんがちょう
 発行／福岡県遠賀町議会
議会だより

臨時
 時
 号

1月 臨時会

1月23日、24日に行われた臨時会では、住民直接請求により提出された議案や議員定数条例の一部改正などが上程され、慎重審議を行いました。
 ここに臨時号を発行し、議員に関係する2議案について、経過・審議・議決の内容を報告します。

議員報酬の日当制導入



賛成少数 **否決** (賛成 1 : 反対 11)



議員定数を14人から13人へ1人減



賛成多数 **可決** (賛成 10 : 反対 2)

賛否が分かれた議案 (○：賛成 ▲：反対 欠：欠席)

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
会議名	議案名	議員名	浜岡	萩本	織田	二村	仲野	加藤	中野	萩尾	三原	古野	堅田	平見	奥村
1月臨時会	遠賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の全部改正について		▲	▲	▲	▲	▲	(欠番)	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲
	遠賀町議会議員定数条例の一部改正について		○	○	○	○	○		○	○	▲	○	○	▲	○

日当制の導入

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の全部改正

(賛成少数否決)

この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬と費用弁償の額、その支給方法について定めるもの。なお、上程された改正案は、月額制を日額3万円の日当制とし、また、期末手当を廃止するもの。

町長の意見

条例制定請求の要旨における次世代への負担については、世代間の負担の公平性を考える。また、議員のあり方については、目に見える活動と、そうでない活動があり、見える

請求代表者意見陳述

森田 誠之助さん

わが国が抱える莫大な借金をこれからの日本を背負う子どもたちに、少しでも軽減すべき義務が、私たちには課せられています。そのため、今できることは何かを考えるべきです。

その一つとして議員の皆さんのあり方も考える必要があります。活動内容と報酬・歳費が本当に見合っているのか、今一度考えてみるべきです。

議員の皆さんには、

議員は職業という認識を捨ていただき、生業をもった公人である胸に刻んでください。多数決だけが原理原則ではありません。少数意見にも耳を傾け、議論を尽くしてもらいたいと思います。

萩尾 修身さん
矢祭町で、議員報酬

の日当制が実施されたことを知り、欧米ではボランティアで議員活動をしているところもありました。このとき「やり方によっては、日本でもできるのではないか」と考えるようになり、議員報酬の日当制が現実味を帯びた考えになりました。

今回、署名するに当たり、国が抱える莫大な借金を日本を背負う次世代の子どもたちにバトンタッチするとき、少しでも負担軽減するため、自分ができるところや人のためにできることを考え、議員が率先して行動を起こせば、全国に広がるのではないかと考えたのです。

本町が「蟻の一穴」となって、全国に広がっていくことを、私は強く望んでいます。

住民直接請求議案審議の流れ

署名総数と有効署名数
の告示
(平成25年12月20日)

署名総数 507人

有効署名数 440人

▽会期第2日

※直接請求には、選挙権を有する者の50分の1以上の署名(326人以上)が必要。
・議案質疑
・第一常任委員会に付託

1月6日、請求者から町長へ条例制定請求書が提出され、同日受理。町長は、受理後20日以内に議会を招集しなければならない。

【第一常任委員会】

第二常任委員会との連合審査とすることを決定(第二常任委員会も同意)
【連合審査会】
議案審査
【第一常任委員会】
委員会採決

●議会運営委員会開催
(1月22日)

【第一常任委員会】

委員会採決

●臨時会開会
(1月23日・24日)

【本会議】
(全員一致否決)

▽会期第1日

【本会議】

・議案の上程

・委員長報告
・討論
・採決(賛成少数否決)

第一・第二常任委員会連合審査会



議員の報酬を日額にする条例改正案は、第一・第二常任委員会連合審査会（全議員参加）で審議されました。

連合審査会では、委員から請求代表者の萩尾修身委員に対して、次の確認がされました。

確認項目

Q 署名活動のときには、金額を含めて条例の内容を説明したのか。

A 質問があったときのみ説明をした。

Q 報酬額の3万円の根拠は何か。

A 根拠はない。矢祭町を参考にしただけだ。

Q 日当制にすることで、議員1人当たりどのくらいの経費削減になるのか。

A トータルとして現在の半額になる。

Q 議員の活動日数をどのくらいと考えているのか。

A 役職で議員一人一人違うため、確定するのが難しかった。正式な日数は分からない。

Q 日当制と議員のあり方・必要性が、どのように関連するのか。

A 適当な回答ができない。

Q 議員はボランティアの位置付けなのか。

A 純粋なボランティアとは考えていない。

Q 全国で日当制を採用しているのは矢祭町だけだ。なぜ他の自治体に発展しないのか。

A なぜと言われても言葉に窮し、答弁できない。その自治体の考えがある。

Q 日当制を導入した矢祭町と本町の実態を同じと考えていいのか。

A 実態は、当然違って

Q 議員の報酬は高いと

思っているのか。

A 主観である。私個人は活動日数に対して報酬が高いのではないかということだ。

Q 議会・議員のルールとして意見を述べる場はたくさんある。いきなり直接請求という手法をとった理由は。

A 9月議会で発議しようと考えていたが、2回、3回発議となればやりづらいと考えた。自分の公約を実行しようとするれば、直接請求の方法が効果的と考えた。

Q この手法は議会を否定するのではないか。

A 議会や議員の不要論を考えたことは一度もない。

Q なぜ、今の時期に行動したのか。

A 議会で定数削減の議論が行われている中で、自分の日当制の公約にも区切りをつけた

討論

反対討論

仲野 新三郎

いろいろな年齢、職業、性別など、さまざまな立場の方々が立候補できるよう、「誰でも立候補できる」という平等に与えられた権利を確保するためにも、一定額の報酬は必要である。

議員は、住民との意見交換や調査、研究、国や県などへの陳情活動や研修など、閉会中においても住民の負託に応えるべく日々活動している。

開会中のみ議員活動となると充実した審議もできず、議会としての機能を果たせなくなる

に把握しているのか。なぜ、矢祭町と遠賀町の実態を確認し、精査しなかったのか。

いきなり日当制にすれば議会をやっていくことに対して、非常に危機感を持つ。

議員の果たす役割は、議会に出席し発言するだけが仕事ではない。議会のあるなしに関わらず、議員活動は目に見えずとも日頃から取り組む活動でなければ

ならない。

議員の日常的な活動を保証しているのが、現状の報酬制度である。日当制になれば日常的な目に見えない活動が金銭的な面においても制限される恐れが生じる。

日当制への移行は現実的でなく、なじまないと考える。

矢祭町の実態を本

浜岡 峯達

矢祭町の実態を本

萩本 悦子

この事案は、今まで一度も議会の場で協議されていない。事案の分析を徹底的に行うことが議会の本来のあり方であり、住民の負託を受けた議員としてのあるべき姿だ。今回この議案について、私たち議員は内容確認のみで、十分な質疑を行うことはできなかった。これでは住民への説明責任が果たせない。

「大都市圏での議会では難しいだろう」と、同町の事務局長が述べられているように、全国の市町村への広がりがなく、1町にとどまっていることも、この日当制が議員の報酬制度になじまないことを示している。

今回のいきなり直接請求するという手法は、議員としてのルール違反だ。

織田 隆徳

福島県矢祭町への調査をされず、条例をそのまま本町に適用されたもので、その自治体の置かれた地理的状況や産業構造、財政状況、当面する行政課題、議

議員定数の削減

議会議員定数条例の一部改正

(賛成多数可決)

10人の議員によって提出された議案で、次の選挙から、議員定数を現在の14人から1人削減し、13人にするもの。

趣旨説明

平見 光司

本町議会では、過去にも議員定数を2人削減し、また、本会議や委員会などに出席した場合の費用弁償の廃止など、行財政改革の推進に取り組んできました。

今回、議員の定数と報酬を全議員でしっかりと議論する中で、「住民の声が届かなくなる」などの反対意見もありました。しかし、議員

定数を1人減にする案で、提出者10人の意見が一致したので提出するものです。

討論

反対討論

堅田 繁

経費削減のための議員削減なら、議員の報酬や期末手当の削減・見直しを行うべきだ。議員が減少すれば、住民要望が反映されなくなり、行政に対するチェック機能も低下する。

議員数を近隣の町と比較しても本町の議員数は多いとは言えない。適正であると考え、町民が議員数削減を求めるのは、議会に対する不信感があるのではないか。これに対し

では、議員は不断の努力で信頼を取り戻す必要がある。住民と議員の接点が多いほど住民の声が行政に届くことになる。議員数削減はその接点を奪い、声を閉じ込めてしまうことになる。

議員定数は人口からして多くない。人件費削減の観点からは、人間を減らすよりは報酬の削減に重きを置いている。

萩尾 修身

議員削減によって議員がより一層、身を引き締めて切磋琢磨し、住民の声を議会と執行部に届け、協議する。そして、日々議員が研さんを積むということ

賛成討論

織田 隆徳

議員定数には明確な根拠はないが、議員一人当たりの人口、町の面積、地理的条件、他の自治体との均衡、委員会の運営ができる数等で決めなければなら

遠賀議会だより

発行責任者 守 子
議長 奥村 悦
副議長 萩本 光
委員 長 平見 隆
副委員 長 織田 野
委員 仲野 陽
委員 加藤 修
委員 萩尾 修



賛成討論

討論者なし